

半田市指名審査等事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市指名審査会規程（昭和58年訓令第1号）第7条の規定に基づき、指名審査会(以下「審査会」という。)における事務取扱について必要な事項を定める。

(審査会付議案件)

第2条 本市の発注する工事又は製造の請負、物件の購入その他(以下「工事等」という。)の契約に参加させる業者の選定であって、次の各号に該当するときは、審査会に付議しなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項で定める建設工事で、設計金額が1,000万円を超えるもの。
- (2) 予定金額、総予定金額又は設計金額（以下「予定金額等」という。）が500万円を超える製造の請負、物件の購入その他の契約。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものはこの限りでない。

- (1) 給食用材料の購入
- (2) 不動産の買入れ
- (3) 随意契約で契約するもののうち、プロポーザル方式を除き、指名審査会で審議する余地の少ないもの。

(指名業者の選定)

第3条 指名業者の選定は、別表第1の指名基準により行うものとする。

ただし、別表第1の指名基準参加人員については、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、知多5市5町に本店、支店、営業所等を有する業者に限り、1等級下位(A格付業者においては2等級下位)及び1等級上位（特定建設業許可業種に限る。ただし、市内に本店、支店、営業所等を有する業者においてはこの限りでない。）に格付された等級の建設工事に指名業者として選定することができる。ただし、1等級上位として選定する場合は、本来の格付で定められている設計金額の範囲の3倍を限度とする（市内に本店、支店、営業所等を有する業者においては、この限りでない。）。

3 前2項の規定にかかわらず、建設工事が次の各号のいずれかに該当するときは、等級の区分にかかわらず業者を選定することができる。

- (1) 災害又は応急工事を施行するとき。
- (2) 当該工事が特許又はこれに類する特別の権利を有するとき。
- (3) 本体工事と密接に関連する付帯的な工事。
- (4) 前3号のほか、これらに準ずる特別の事由があるとき。

(選定原案提出)

第4条 工事等を発注しようとする各課等の長は、指名業者選定申出書(様式第1)を別に定める期日までに総務課長に提出し、総務課長は、指名業者選定原案(様式第2)を審査会に提出しなければならない。

2 指名業者選定原案を作成する場合は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 地理的条件(市内業者の優先等)
- (2) 技術的適性
- (3) 過去の成績及び信用度
- (4) 社会貢献度(障がい者雇用、環境対策、暴力団排除等)

(報告)

第5条 総務課長は、次に掲げる契約について各課等の長から提出される契約締結の結果をまとめ、審査会へ報告するものとする。ただし、第2条第2項に規定する契約については、この限りでない。

- (1) 工事で設計金額が200万円を超える契約
- (2) 製造の請負で予定金額等が200万円を超える契約
- (3) 物件の購入その他の契約で予定金額等が150万円を超える契約

(指名停止の要件及び期間)

第6条 半田市における指名競争入札に参加する資格を有するもの(以下「有資格業者」という。)が別表第2から別表第5(以下「各別表」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該有資格業者に対して各別表に掲げるところにより期間を定め指名停止を行う。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第7条 前条の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかとな

きは、当該下請負人についても元請負人の指名停止の期間の範囲内で指名停止を行う。

- 2 特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）が各別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該JVの構成員（当該事案について明らかに責を負わないと認められる者を除く。）について、指名停止を行うものとする。

（指名停止期間の特例）

第8条 有資格業者が一の事案につき、各別表に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間は、それぞれ各別表に規定する期間の2倍の期間とする。

- (1) 指名停止の期間中又は当該期間の満了後1年を経過するまでの間に、各別表の措置要件に該当することとなったとき。

- (2) 別表第3並びに別表第4第1項第1号及び第2号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

- 3 有資格業者が前項の規定による指名停止の期間中に、各別表の措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間は、各別表に規定する期間の3倍の期間とする。

- 4 現に指名停止の期間中にある有資格業者が前2項の規定により、新たに指名停止を受けることとなった場合における当該指名停止の期間の始期は、当該指名停止の決定のときとする。

- 5 別表第4第1項第1号の措置要件に該当することとなった有資格業者について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に定める課徴金減免制度が適用され、その事実が公表された場合における指名停止の期間は、当該制度の適用がなかった場合の2分の1の期間とする。

- 6 前項に定める場合を除くほか、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、各別表に規定する指名停止の期間に満たない期間

を定める必要があるときは、当該指名停止の期間を2分の1まで短縮することができる。

- 7 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、各別表及び第1項に規定する期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、当該指名停止の期間の2倍まで延長することができる。ただし、当該指名停止の期間は2年を超えることができない。

（指名停止期間の変更）

第9条 現に指名停止を受けている有資格業者について、前条第5項、第6項及び第7項の規定に該当したときは、それぞれ各項に規定する期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

（指名停止の解除）

第10条 指名審査会会長は、指名停止の期間中の有資格業者が、該当事案について責を負わないことが明らかとなったときは、速やかに当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

（指名の取消し）

第11条 指名停止を行った場合において、当該指名停止に係る有資格業者を既に指名しているときは、必要に応じて当該指名を取り消すものとする。

（事故等の報告）

第12条 各課等の長は、所管する工事等について有資格業者が各別表に掲げる措置要件に該当するおそれがある場合は、工事事故等報告書（様式第3）により、速やかに総務課長に報告しなければならない。

（随意契約の相手方の制限）

第13条 現に指名停止を受けている有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特別の事由により、あらかじめ審査会の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により審査会の承認を得ようとする各課等の長は、指名停止措置対象者との随意契約承認申出書（様式第4）を別に定める期日までに審査会に提出しなければならない。

（下請等の禁止）

第 14 条 各課等の長は、現に指名停止を受けている有資格業者が工事等の一部を下請し、又は受託することを承認してはならない。

（指名停止に至らない事由に関する措置）

第 15 条 審査会は、指名停止に至らない事由に関し、必要があると認めるときは、有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

（審査等結果の通知）

第 16 条 指名審査会会長は、審査等結果を次の各号により遅滞なく通知するものとする。

（1）関係各課等の長に通知するもの

- ア 指名業者決定調書（様式第 5）
- イ 指名停止決定通知書（様式第 6）
- ウ 指名停止変更通知書（様式第 7）
- エ 指名停止解除通知書（様式第 8）
- オ 指名業者取消し通知書（様式第 9）

（2）当該有資格業者に通知するもの

- ア 指名停止決定通知書（様式第 10）
- イ 指名停止変更通知書（様式第 11）
- ウ 指名停止解除通知書（様式第 12）

（事実調査等）

第 17 条 第 6 条に該当する情報を得た場合は、審査会は関係有資格業者及び官庁その他の公私の団体等に対し、調査又は照会するものとする。

（委任）

第 18 条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて審査会において定める。

附 則

- 1 この要領は、昭和 58 年 1 月 11 日から施行する。
- 2 指名保留及び指名停止基準は、廃止する。ただし、この要領の施行日前において発生した事件については、なお従前の例による。
- 3 半田市指名審査事務取扱要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和60年7月1日から施行する。ただし、この要綱の改正前において発生した事件については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、昭和62年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。ただし、この要綱の改正前において発生した事件については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。ただし、この要綱の改正前において発生した事件については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。ただし、この要綱の改正前において発生した事件については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、令和2年度に契約締結する事業の準備行為から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。ただし、この要綱の改正前において発生した事件については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の規定は、令和 8 年度以後の予算に係る契約事務から適用し、
令和 7 年度以前の予算に係る契約事務については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

指 名 基 準

事業区分

1. 土木一式工事

区分	設計金額の範囲	格付（等級）	参加人員
a	10,000万円を超えるもの	A	8人以上
b	3,500万円を超え10,000万円以下	B	7人以上
c	600万円を超え 3,500万円以下	C	6人以上
d	600万円以下	D	5人以上

2. 建築一式工事

区分	設計金額の範囲	格付（等級）	参加人員
a	10,000万円を超えるもの	A	10人以上
b	3,500万円を超え10,000万円以下	B	8人以上
c	600万円を超え 3,500万円以下	C	6人以上
d	600万円以下	D	5人以上

3. ほ装工事

区分	設計金額の範囲	格付（等級）	参加人員
a	5,000万円を超えるもの	A	8人以上
b	2,500万円を超え 5,000万円以下	B	7人以上
c	600万円を超え 2,500万円以下	C	6人以上
d	600万円以下	D	5人以上

4. 水道施設工事

区分	設計金額の範囲	格付（等級）	参加人員
a	5,000万円を超えるもの	A	8人以上
b	2,500万円を超え 5,000万円以下	B	7人以上
c	600万円を超え 2,500万円以下	C	6人以上
d	600万円以下	D	5人以上

5. その他工事

区分	設計金額の範囲	格付（等級）	参加人員
a	10,000万円を超えるもの	A	8人以上
b	3,500万円を超え10,000万円以下	B	7人以上
c	600万円を超え 3,500万円以下	C	6人以上
d	600万円以下	D	5人以上

6. 製造の請負、物件の購入その他の契約

区分	予定金額の範囲	参加人員
a	400万円を超えるもの	5人以上
b	400万円以下	4人以上

※ 参加人員については、基準として定められている最低の参加人員に可能な限り3割程度を加えた人員とすることとする。なお、3割程度を加える際には特に第4条第2項第3号及び第4号の規定を反映させるよう努めるものとする。

別表第2（第6条関係）

事故等に係る指名停止措置基準

措置要件等			停止期間
（粗雑工事等） 1 工事等の施工に当たり、工事等を粗雑にし、次に掲げる事項に該当すると認められるとき。	（1）市の発注工事等の場合 工事等成績の評定が不良（60点未満）のとき。ただし、当該工事等の施工中の事由による指名停止により、当該評定が減点されているときは、当該減点がなかった場合の評定で措置を行うものとする。	45点未満	12月
		45点以上 50点未満	8月
		50点以上 55点未満	4月
		55点以上 60点未満	2月
	（2）その他の場合 建設業法に基づく監督処分がなされたとき。		2月
（契約違反） 2 市の発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	（1）有資格業者の故意又は過失により契約を解除されたとき。		12月
	（2）有資格業者の故意又は過失により、次に掲げる日数に係る契約の履行遅滞があったとき。	60日以上	9月
		30日以上 60日未満	6月
		30日未満	3月
	（3）契約に基づく措置請求に従わなかったとき。		6月
	（4）その他契約条項に違反したとき（違反が軽微であるものを除く）。		3月

(公衆損害事故) 3 工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与え、次に掲げる事項に該当すると認められるとき。	(1) 市の発注工事等の場合	(1) 死亡者を生じさせたとき又は重大な損害を与えたとき。	6月
		(2) 重症者(3週間以上の入院加療を必要とするもの)を生じさせたとき又は軽微なものを除く損害を与えたとき。	2月
		(3) 中等症者(3週間未満の入院加療を必要とするもの)を生じさせたとき。	1月
	(2) その他の場合	当該工事等の現場代理人が刑法(明治40年法律第45号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の違反により逮捕され、又は公訴を提起されたとき。	1月
(工事等関係者事故) 4 工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ、次に掲げる事項に該当すると認められるとき。	(1) 市の発注工事等の場合	(1) 死亡者を生じさせたとき。	4月
		(2) 重症者(3週間以上の入院加療を必要とするもの)を生じさせたとき。	2月
		(3) 中等症者(3週間未満の入院加療を必要とするもの)を生じさせたとき。	1月
	(2) その他の場合	当該工事等の現場代理人が刑法、労働安全衛生法等の違反により逮捕され、又は公訴を提起されたとき。	1月
(虚偽記載) 5 市の発注工事等において、故意又は過失により入札参加資格審査申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料又は契約後に本市に提出した資料に虚偽の記載等をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。			6月

(注)「市」とは、半田市、半田市が加入している一部事務組合及び半田市土地開発公社をいう。
(別表第3から第5までにおいて同じ。)

(注)1(2)、3(2)、4(2)の「その他の場合」は、「市」の発注工事等以外で半田市内において生じたものをいう。

別表第3（第6条関係）

贈賄に係る指名停止措置基準

措置要件等		停止期間
1 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、業務に関し、贈賄の容疑により、逮捕され、又は公訴を提起されたとき。	（１）市の職員に対する場合	24月
	（２）その他の公共機関の職員等に対する場合	12月
2 有資格業者の使用人が、業務に関し、贈賄の容疑により、逮捕され、又は公訴を提起されたとき。	（１）市の職員に対する場合	24月
	（２）その他の公共機関の職員等に対する場合	6月

（注）「役員等」とは、有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。

（別表第4及び第5において同じ。）

（注）「その他の公共機関」とは、国、半田市を除く地方公共団体及びこれらが加入している一部事務組合のほか、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）に規定する特定法人（国又は地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している法人等をいう。）又は個別の法律の規定より、贈賄に関して罰則の適用を受ける団体をいう。（別表第4において同じ。）

（注）「職員等」とは、法令等により公務に従事する議員、委員等の特別法上公務員とみなされる場合を含む。

不正行為等に係る指名停止措置基準

措置要件等				停止期間
（業務に関する不正又は不誠実） 1 別表第2、別表第3及び別表第5に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実があると認められるとき。	（1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、次に掲げる事項のいずれかに該当すること、工事等の契約の相手方として不適当と認められるとき。	（1）市の発注工事等の場合	ア 公正取引委員会から検察への刑事告発を行ったとき。	12月
			イ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等若しくはその使用人が逮捕され、又は公訴を提起されたとき。	12月
			ウ 公正取引委員会からの排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	6月
			エ 公正取引委員会による違反行為の認定をされたとき。	6月
		（2）その他の場合	ア 公正取引委員会から検察への刑事告発を行ったとき。	9月
			イ 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等若しくはその使用人が逮捕され、又は公訴を提起されたとき。	9月
			ウ 公正取引委員会からの排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。	4月
			エ 公正取引委員会による違反行為の認定をされたとき。	4月

	(2) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等若しくはその使用人が談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は公訴を提起されたとき。	(1) 市の発注工事等の場合		12月
		(2) その他の場合	有資格業者である個人又は有資格業者の役員等の場合	6月
			使用人の場合	4月
	(3) 建設業法違反	(1) 有資格業者が、建設業法（昭和24年法律第100号）に違反した容疑により逮捕され、又は公訴を提起されたとき。	(市の発注工事等の場合)	9月
			(その他の場合)	5月
		(2) 有資格業者が、建設業法第28条及び第29条の規定により、建設業許可の取消し又は営業の停止処分を受けたとき。	(市の発注工事等の場合)	6月
			(その他の場合)	3月
		(3) 有資格業者が、建設業法第28条の規定により、指示処分を受けたとき。	(市の発注工事等の場合)	3月
			(その他の場合)	2月
	(4) あっせん利得処罰法違反	有資格業者である個人又は有資格業者の役員等若しくはその使用人が、公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）に違反した容疑により逮捕され、又は公訴を提起されたとき。	(市の発注工事等の場合)	12月
			(その他の場合)	6月
	(5) 補助金等適正化法違反等	補助事業等又は間接補助事業に関し有資格業者が、補助金等の不正受給を目的とした不正行為により、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第29条若しくは第30条又は詐欺罪の容疑により逮捕され、又は公訴を提起されたとき。	(市の発注工事等の場合)	12月
			(その他の場合)	6月
	(6) その他法令違反	有資格業者である個人又は有資格業者の役員等若しくはその使用人が法令違反の容疑により逮捕され、又は公訴を提起されたとき。	(市の発注工事等の場合)	3月
			(その他の場合)	1月

	(7) 落札決定後辞退、有資格業者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為が認められたとき。		6月
	(8) 第1号から前号までに定める不正又は不誠実な行為を認めたものの、時効の成立により、刑事処分等が行われる見込みがないとき。	(市の発注工事等の場合)	第1号から前号までの不正又は不誠実な行為において定める停止期間に相当する期間
		(その他の場合)	
2 (業務以外に関する不正又は不誠実) 別表第2、別表第3、前項及び別表第5に掲げる場合のほか、業務以外に関し、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪容疑で公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣言され、工事等の契約の相手方として不正又は不誠実があると認められるとき。	(市の発注工事等の場合)	6月	
	(その他の場合)	1月	
3 (その他重大な事案) 前2項に掲げる場合のほか重大な事案が発生し、有資格業者が工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。			審査会にて決定

(注)「代表役員等」とは、有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められる肩書きを付した役員を含む。）をいう。

暴力団関与等に係る指名停止措置基準

措置要件等		停止期間
（暴力団員等との関与行為） 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）との関与について、次に掲げる事項のいずれかに該当し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	（１）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が暴力団員等であると認められるとき。	12月を経過し、かつ、改善したと認められる日まで
	（２）暴力団員等が有資格業者の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。	12月を経過し、かつ、改善したと認められる日まで
	（３）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等若しくはその使用人が、暴力団若しくは暴力団員等の威力又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用等していると認められるとき。	6月を経過し、かつ、改善したと認められる日まで
	（４）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等若しくはその使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対し、資金等を供給若しくは便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	6月を経過し、かつ、改善したと認められる日まで
	（５）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等若しくはその使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	3月を経過し、かつ、改善したと認められる日まで
	（６）有資格業者である個人又は有資格業者の役員等若しくはその使用人が、第1号から前号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該法人等を利用するなどしていると認められるとき。	3月を経過し、かつ、改善したと認められる日まで
	（７）有資格業者が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への届出を怠ったと認められるとき。	1月

指名業者選定申出書

指名審査会
回 月 日
案件外
No

令和 年 月 日

総 務 課 長 殿

長

指名業者の選定を次のとおり申し出ます。

案件No.		設計(予定)金額		円	補助区分		
事業名等	番号	()	着手予定	年 月 日	工期 日間 ()		
	完了予定		年 月 日				
	事業場所		事業区分	-			
指名基準		- 人以上					
整理番号	格付	指名業者名	整理番号	格付	指名業者名		
事業等概要			選定理由				
(施行計画決裁日 年 月 日)							

注 1 建設工事については、事業等概要欄に建設工事の種類及び割合を記載のこと。
2 事業名等欄（ ）には路線等の名称、工期欄（ ）には標準工期を記載のこと。

指名業者選定原案

案件No.		設計(予定)金額				円	補助区分		
事業名等	番号				着手予定	年	月	日	工期 日間 ()
	()				完了予定	年	月	日	
	事業場所					事業区分	-		
				指名基準	- 人以上				
整理番号	格付	指名業者名			整理番号	格付	指名業者名		
事業等概要					選定理由				
担当課名					原案作成者 総務課長				

年 月 日

総務課長 殿

課長

工事事故等報告書

このことについて、下記のとおり、報告します。

請負業者	商号又は名称	
	代表者氏名	
	許可番号	許可 ー 号
案件	事業名等	
	事業場所	
事故概要	発生日時等	
	発生状況等	
	被災者状況等	
	事故後の状況	
担当課所見	事故原因	
	今後の対策	

（注）必要に応じて、診断書等の資料を提出すること

指名停止措置対象者との随意契約承認申出書

半田市指名審査会
会長 殿

課長

次のとおり、指名停止措置中の者と随意契約したいため、半田市指名審査等事務取扱要綱第13条に基づき申し出ます。

措置対象者			
指名停止 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
事業名等		着手 予定	年 月 日
		完了 予定	年 月 日
事業場所	半田市		
地方自治法施行令第167条の2 第1項各号に規定する随意契約の根拠			
当該指名停止期間中に発注をしなければならない理由			

指 名 業 者 決 定 調 書

令和 年 月 日

殿

半田市指名審査会
会長

指名業者を次のとおり決定したので通知します。

案件No.		設計(予定)金額				円	補助区分		
事業 名 等	番号				着手予定	年	月	日	工 期 日間 ()
	()				完了予定	年	月	日	
					事業区分	－			
事業 場所					指名基準	－ 人以上			
整理番号					格付	指 名 業 者 名		整理番号	格付
事業等概要				選定理由					

年 月 日

殿

半田市指名審査会
会長

指名停止決定通知書

このことについて、下記のとおり指名停止することに決定したので通知します。

記

- 1. 指名停止業者名
- 2. 指名停止期間
- 3. 指名停止理由

年 月 日

殿

半田市指名審査会
会長

指名停止変更通知書

このことについて、下記のとおり指名停止期間の変更が決定したので通知します。

記

- 1. 指名停止業者名
- 2. 指名停止期間
- 3. 変更理由

年 月 日

殿

半田市指名審査会
会長

指名停止解除通知書

このことについて、下記のとおり指名停止の解除が決定したので通知します。

記

- 1. 指名停止業者名
- 2. 解除理由
- 3. 解除日

年 月 日

殿

半田市指名審査会
会長

指名業者取消し通知書

年 月 日付で通知した指名業者については、下記のとおり取り消すことに決定したので通知します。

記

- 1. 案件番号
- 2. 事業名
- 3. 指名取消し業者名

年 月 日

殿

半田市長

指名停止決定通知書

このことについて、下記のとおり指名停止することに決定したので通知します。

記

1. 指名停止期間
2. 指名停止理由

年 月 日

殿

半田市長

指名停止変更通知書

このことについて、下記のとおり指名停止期間の変更が決定したので通知します。

記

1. 指名停止期間
2. 変更理由

年 月 日

殿

半田市長

指名停止解除通知書

このことについて、下記のとおり指名停止の解除が決定したので通知します。

記

1. 解除理由

2. 解除日